# 企画競争説明書

業務名称: パレスチナ理数科教育質の改善プロジェクト(本格

活動実施フェーズ)

調達管理番号: 20a00143

# 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注)本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ(PDF)」とさせていただきます。

詳細については「第17.プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年11月18日 独立行政法人国際協力機構 調達·派遣業務部 本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

# 第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年11月18日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

- 3 競争に付する事項
- (1)業務名称:パレスチナ理数科教育質の改善プロジェクト(本格活動実施フェーズ)
- (2) 業務内容:「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:
  - ( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
  - (〇) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修 等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約につい ては消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せ ずに積算してください。

(4) 契約履行期間(予定):2021年2月 ~ 2023年8月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

# (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後):契約金額の15%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降):契約金額の15%を限度とする。
- 3)第3回(契約締結後25ヶ月以降):契約金額の10%を限度とする。

#### 4 窓口

# 【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル 独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課 河原太郎 Kawahara.Taro@jica.go.jp】

注)持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

#### 【事業実施担当部】

人間開発部 基礎教育第一チーム

# 5 競争参加資格

#### (1)消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成 15 年細則 (調)第 8 号)第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

- 1)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 具体的には、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年 規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成 20 年規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて いる者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確 定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除 する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 1) 全省庁統一資格 令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
- 2) 日本登記法人 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。 特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の 者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定 する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認する ことがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者 印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

#### 6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限: 2020年11月27日 12時
- (2)提出先:上記「4. 窓口 【選定手続き窓口】」
  - 注1)原則、電子メールによる送付としてください。
  - 注2)公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として お断りしています。
- (3) 回答方法: 2020年12月3日までに当機構ウェブサイト上にて行います。 (URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

#### 7 プロポーザル等の提出

(1)提出期限:2020年12月18日 12時

#### (2) 提出方法:

プロポーザル・見積書とも、電子データ(PDF)での提出とします。

上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼」(調達管理番号)」(法人名)」)なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1 )

- (3)提出先: 当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4) 提出書類:プロポーザル及び見積書
- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1)提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

#### (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費(航空賃)
  - b) 旅費(その他:戦争特約保険料)
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e)本邦研修に係る経費

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
  - a) 教員研修及びラーニングサークル (LC) 参加者の旅費・交通費: 15,000千円
  - b) 数字カード印刷・配布費: 15,000千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) 現地通貨 ILS 1 = 30.622200 円
  - b) US\$1 =105.613000 円
  - c) EUR 1 =123.632000 円
- 5) その他留意事項

特になし。

# 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a)業務主任者/教師教育1(2号)
  - b) 算数教育1(3号)
  - c) 理科教育1(3号)
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 32 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の**別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」**を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最

低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。 最低見積価格との差に係る計算式:

(当該者の見積価格-最低見積価格)/最低見積価格×100(%)

#### 最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点	
3 %未満	2.25点	
3%以上 5%未満	2.00点	
5%以上 10%未満	1.75点	
10%以上 15%未満	1.50点	
15%以上 20%未満	1. 25点	
20%以上 30%未満	1.00点	
30%以上 40%未満	0.75点	
40%以上 50%未満	0.50点	
50%以上 100%未満	0.25点	
100%以上	O点	

#### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が 2.5%以内) である場合、見積書を開封 し、価格評価を加味。
- 6)上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決 定。

# 9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を<u>2021年1月18日(月)</u>までに<u>プロポー</u>ザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- (1)コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\* **4** 、 **5** は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部(e-propo@jica.go.jp(※アドレス変更))宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。 7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

#### 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</a>)
プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、 又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
  - ア、対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
  - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
  - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
  - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会 運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際 協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号) に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。) である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りなが らこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される べき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号) 又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編) (平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、 業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのよう な場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させて いただくことが趣旨です。

# 12 その他留意事項

(1)配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交 渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするととも

に、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料 プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1)調達ガイドライン(コンサルタント等の調達): 当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html</a>)

2) 業務実施契約に係る様式:

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務 実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/index\_since\_201404.html)

# 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「**コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン**」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.ijca.go.jp/announce/manual/quideline/consultant/proposal 201211.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
  - 1)類似業務の経験
    - 注)類似業務:教師教育または理数科教育係る各種業務。
  - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
  - 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
  - 1)業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は現地渡航が 2021 年 4 月から可能になる前提で作成してください。ただし、現時点で渡航再開の見込みは立っておらず、あくまでプロポーザル作成のための仮の前提です。そのため、渡航が 4 月よりも後になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

- 2)業務実施の方法
  - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3)作業計画
- 4)要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7)実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
- 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
  - 1)業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業 務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者/教師教育1(2号)
- ▶ 算数教育1(3号)
- ▶ 理科教育1(3号)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験 地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/教師教育 1)】

a) 類似業務経験の分野:教師教育に係る各種業務。

- b) 対象国又は同類似地域:パレスチナ及び全途上国
- c) 語学能力: 英語
- d)業務主任者等としての経験

# 【業務従事者:担当分野 算数教育1】

- a)類似業務経験の分野:<u>算数教育に係る各種業務。なお、日本国内または海</u>外での教員経験があることが望ましい。
- b) 対象国又は同類似地域:パレスチナ及び全途上国
- c) 語学能力: 英語

### 【業務従事者:担当分野 理科教育1】

- a)類似業務経験の分野:<u>理科教育に係る各種業務。なお、日本国内または海</u>外での教員経験があることが望ましい。
- b) 対象国又は同類似地域:パレスチナ及び全途上国
- c) 語学能力: 英語

# 2 プロポーザル作成上の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。)技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。 ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業 務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2)複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)押印は省略可となります。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に 同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事 者を確定する際に提出してください。
- 注5)補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

#### 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

#### 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の 実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等について プレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能 性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙:プロポーザル評価表

別添:プレゼンテーション実施要領

# プロポーザル評価配点表

評価項目	配	点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	( 1	0 )
(1)類似業務の経験	(	3
(2)業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	( 50 )	
(1)業務実施の基本方針の的確性	22	
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	22	
(3)要員計画等の妥当性	(	3
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	( 4	0 )
	( 24 )	
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価 	業務主任 者のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/教師教育 1	(19)	(9)
ア)類似業務の経験	8	4.
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ)語学カ	3	1
エ)業務主任者等としての経験	3	2
オ)その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/〇〇〇〇	_	(9)
ア)類似業務の経験	_	4
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	_	1
ウ)語学力	_	1
エ)業務主任者等としての経験	_	2
オ)その他学位、資格等		1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(6)
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション	5	3
イ)業務管理体制		3
(2)業務従事者の経験・能力: <u>算数教育1</u>	(8)	
ア)類似業務の経験	4	
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ)語学力	1	
エ)その他学位、資格等 (2)業務従事者の経験・能力・理制教育 1	1	
(3)業務従事者の経験・能力: <u>理科教育1</u> ア)類似業務の経験	(8)	
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	2	
カー カ	1	
エ)その他学位、資格等	1	
上/(ソ心ナル、具作寺		I

#### プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者(業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で)が行ってください。なお、業務主任者以外に1名(業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名)の出席を認めます。

- 1. 実施時期:2020年12月24日(木) 14:00~ (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- 2. 実施場所: 当機構本部 (麹町) 204 会議室
  - 注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Skype による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

## 3. 実施方法:

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとします。機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (3)海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
  - a)電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

- b) Skype 等のインターネット環境を使用する会議 競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインター ネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続の トラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
  - 注)当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

# 第3 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者が技術提案書を作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書 附属書Iとして添付される特記仕様書からは削除されます。

# 1. プロジェクトの背景

#### (1) プロジェクトの背景

パレスチナ自治政府(以下、「パレスチナ」)は、1994年の自治政府樹立後、紛争影響地域としての政治的特殊性・脆弱性を抱えつつも人的資源開発を重視した開発に取り組んでいる。

教育に関しては、初等教育普及振興策が功を奏し、初等教育純就学率は94.8%と高い水準を達成している(UNESCO、2018年)が、教育の質の面で多くの課題が指摘されている。学力においては国際的な学力調査である、Trends in International Mathematics and Science Study (TIMSS)でLow Benchmark(4段階中最低位)の基準に達していない生徒が数学では48%、理科では41%を占めた(2011年8年生)。教育庁¹(以下、「MoE」)が実施する学力試験での最低限の学力レベルに到達している生徒の割合で示された学習達成度に関しても、4年生の数学と理科でそれぞれ33%と47%、10年生で29%と43%に留まっている(いずれも2014年)。このような状況を改善するため、「教育開発戦略2014-2019」ではカリキュラム改訂が最優先政策の一つとして挙げられた。

そこでMoEは2015年に、初等から後期中等教育までのカリキュラム・教科書を改訂することを決定し、JICAはパレスチナの教育セクターで初めての技術協力プロジェクトとなる「パレスチナ日本初等理数科カリキュラム・教科書改訂協力プロジェクト」(Palestine – Japan Education Cooperation for mathematics and science Curriculum Development、以下、「PAJEC」)において、初等理数科の教科書改訂に対する技術支援を2016年11月から2018年10月まで実施した。

同協力によりカリキュラム・教科書の改訂そのものは完了したが、新しいカリキュラムの中心的概念である「生徒が学びの中心(主体)となり、教師が支援する」教育(生徒中心型授業)は、それまでパレスチナで実施されてきた「教師が学びの受け手としての生徒に知識を伝達する」教育とは大きく異なり、教授法の大きな転換が求められているため、MoEはJICAに対し、上記カリキュラム・教科書改訂支援の成果を具現化し、理数科教員が効果的な生徒中心型授業を実施するための技術支援を要請した。JICAは詳細計画策定調査実施の後、2019年1月に本プロジェクトの実施に関するR/D(Record of Discussions)を締結した。また本プロジェクトは二段階計画策定方式を採用しており、詳細計画策定フェーズの結果を受け、2020年11月にR/Dを変更した(変更したR/Dを以下「変更R/D」とする)。本業務では本格活動実施フェーズの業務を委託するものである。

-

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> パレスチナ教育庁はここ数年で名称を「教育・高等教育庁(MoEHE)」「教育庁(MoE)」と複数回変更しているが、本説明書では特に区別する必要の無い限り、時期に関わらず「教育庁(MoE)」に統一する。

# (2) 詳細計画策定フェーズの成果と本格活動実施フェーズの活動

本プロジェクトは二段階方式を採用している。詳細計画策定フェーズは2019年3月から2020年3月まで実施され、本格活動実施フェーズは2021年2月から2023年8月までの2年7か月を予定している。詳細計画策定フェーズでは、パレスチナの教員職能開発活動及び授業と学力の分析を行うとともに、生徒の創造性、批判的思考力の向上に寄与すると考えられる介入策 $^2$ をラマッラの複数の学校で試行し、その効果と実現可能性を評価した(成果1に関する活動)。その結果、8つの介入策が提案された $^3$ 。本格活動実施フェーズでは、提案された介入策(同フェーズの冒頭で見直しを行う)に、介入策の実施を促進するための活動(以下「実施促進策」という) $^4$ を組み合わせた介入モデルを策定し、全国に拡大可能な環境を整えることを主な活動とする(成果2、3に関する活動)。

なお、詳細計画策定フェーズ実施時点では同フェーズを「1段階目」、本格活動実施フェーズを「2段階目」と記載している。また、MoEとの合意文書等の英文ではfirst stage、second stageまたはDetailed Planning Phase、Core Activity Implementation Phaseと記載している。

#### 2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

理数科教育質の改善プロジェクト Project for Improving Quality of Mathematics and Science Education (PIQMAS)

#### (2) 上位目標

理数科教育の強化を通して、全国の生徒の創造性、批判的思考力が改善される。

#### (3) プロジェクト目標

理数科教育の強化を通して、ターゲット校の生徒の創造性、批判的思考力が改善 される。

#### (4) 期待される成果

\_

1) 理数科教育の強化を通じた生徒の創造性、批判的思考力の改善のための有効で実行可能な介入策が開発される。

<sup>2</sup> 教室内で教員が活用・実践する教授法・指導技術やそれらを支援するツール

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 板書技術、板書型指導案、ノート指導、発問技術、試行ツール、授業中の形成的評価の改善、数字カード・暗算プリント、理科実験・観察の指導技術。詳細は参考資料ア「パレスチナ教育の質改善プロジェクト(詳細計画策定フェーズ)事業完了報告書」及び配布資料工「詳細計画策定フェーズ各種報告書」を参照。

<sup>\*</sup>実施促進策とは、教員への導入研修、視学官による学校訪問、ラーニングサークルを活用した教員の協働、それらの実施を行うために必要となる教育行政区レベルの 仕組みなどを含む、教室における介入策の実施を促進及び質を担保するための一連 の活動を指す。

- 2) 理数科教育の強化を通じた生徒の創造性、批判的思考力の改善のための有効で実行可能な介入モデルが開発される。
- 3) MoE による介入モデルの全国普及のための環境が改善する。

#### (5) 活動の概要

- 1-1. 教員や視学官に対して、新しい教科書を用いた効果的な授業を実践するための技術的支援を行う。
- 1-2. MoE による教員職能開発活動に関するデータ・情報を収集し分析する。
- 1-3. 学力診断テストを開発・実施し、理数科教育における生徒のつまづきを診断する。
- 1-4. 理数科授業のビデオを撮影する。
- 1-5. 授業ビデオと学力診断テストを分析し、結果をまとめる。
- 1-6. 分析結果に基づき、生徒の創造性、批判的思考力を改善するための、教員職能開発活動の改良を含めた幾つかの介入計画を立案する。
- 1-7. 立案した介入策を小規模に試行し、その有効性と実行可能性を評価する。
- 2-1. 成果 1 で試行した介入策と、介入策の実施を促進するための方策(教員研修や視学官による支援等も含む)を組み合わせて介入モデルを開発する。
- 2-2. 対象校500校の理科教員と視学官に介入モデルに関する研修を行う。
- 2-3. 介入モデルを対象校で実践し、視学官による支援活動を行う。
- 2-4. 介入策と介入モデルを改善する。
- 2-5. 以上の活動を基に、全国普及に向け介入モデルを最終化する。
- 3-1. 介入モデルの全国普及のためのツール(教材、マニュアル等)を開発する。
- 3-2. 本事業を通じて得られた課題や対応策をまとめ、全国普及に向けた提言を 作成する。

#### (6) 対象地域

パレスチナ自治区 ヨルダン川西岸地区・ガザ地区(対象校500校程度)

#### (7) 協力期間

2019年3月~2023年8月(4年6ヶ月)

(詳細計画策定フェーズ: 2019年3月~2020年3月、本格活動実施フェーズ: 2021年2月~2023年8月)

#### (8) 関係官庁・機関

教育庁 (MoE) 視学局 (Department of Supervision and Educational Qualifying) (以下、カウンターパート(C/P)という)

#### 3. 業務の目的

「理数科教育の質改善プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき、C/Pと協働し本格活動実施フェーズの業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現する。

#### 4. 業務の範囲

本業務は、当機構がパレスチナ自治政府と締結予定のR/D(Record of Discussions)に基づいて実施される「理数科教育の質改善プロジェクト」の枠内で、「3.業務

の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

#### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 詳細計画策定フェーズの成果の活用

前述のとおり、本プロジェクトの詳細計画策定フェーズでは、理数科の授業及び学力の分析と介入策の試行を行った。本格活動実施フェーズの業務の実施にあたり、受注者は詳細計画策定フェーズの各種報告書を参照し、その成果を十分活用して業務に当たること。

#### (2)対象学年、注力する対象群の設定

本プロジェクト開始当初、対象学年は詳細計画策定フェーズの終了時に決定することとなっていた。MoEとの協議を踏まえ、本格活動実施フェーズでは5~9年生を対象とする。なおパレスチナでは現在、基礎教育の1~9年生が義務教育とされており、さらに基礎教育は1~4年生のPreparation Stage、5~9年生のEmpowerment Stageに分かれている。

また、本フェーズでは対象校を500校としているが、そのすべてに対し日本人専門家が直接技術支援を行うことは困難なため、予めモデル教育行政区(Model Directorate: MD)やモデル校(Model School: MS)を定め、これらに集中的に支援を行うこととする。

# (3) 視学官の能力強化

本プロジェクトにおいて、視学官は研修の実施や教員のフォローアップなどを担う重要なアクターである。そのため、視学官のプロジェクトへの参画と能力強化が、プロジェクト期間中及び終了後の成果持続のための重要な要素となる。受注者はMoEと協力して視学官の参画を促すとともに、視学官の能力強化を重視した活動を行うこと。特にモデル教育行政区の視学官がプロジェクト終了後の全国展開において担う役割について、プロジェクト期間を通じてC/Pと共に検討すること。

#### (4) 既存制度の活用

プロジェクト終了後の持続性確保の観点から、介入モデルは可能な限りパレスチナに既存の制度や活動に沿ったものとし、教員や視学官及びMoEに追加の負担を強いるものにならないように努める。特にラーニングサークル<sup>5</sup>(以下「LC」)については活用可能性が高いと考えられるため、LCの場を活用した実施促進策(教員間の学び合い等)を検討すること。

#### (5) 創造性、批判的思考力について

<sup>5</sup> クラスター(通常5~7校で構成)または学校単位で定期的に実施、または実施が 推奨されている活動。学校単位のLCでは教科ごとに決まった曜日・時間に教員が集 まり、打合せや教科会を実施している。活発な地域では複数校の教員が集まり情報 共有を行っている。 本プロジェクトは、新しいカリキュラムにおいてMoEが強化を目指す「創造性、批判的思考力」の向上をプロジェクト目標及び上位目標としている。他方、これらの能力を育成するためには基礎的な教科知識や概念の習得が必要となるため、効果の確認には両者の測定が必要となる。

パレスチナではここで記載された創造性、批判的思考力の具体的な指標や測定方法を有しているわけではない。そこで本プロジェクトの実施にあたっては、効果の測定を創造性や批判的思考力を測るPISAタイプと基礎的なカリキュラムの理解度を測るTIMSSタイプの学力テストをもって行うことでMoEと合意している6。

#### (6) 児童・生徒の学びの改善の重視

本プロジェクトにおける主な技術支援の対象は、直接的には視学官や教員を予定しているが、その技術支援や介入策の有効性の測定は、視学官・教員の能力や授業の改善だけでなく、最終的には生徒の学びに対する効果をもって測られる必要がある。よって上述のとおり、本プロジェクトでは、指標として生徒の学力テスト結果を採用し、児童・生徒の学びの現状を踏まえ、どのようにその改善のために教員の授業実践や視学官の支援を展開すべきか、という基本的視座を有して取り組むこと。

#### (7) プロジェクト終了後の展開を見据えた対応

持続性担保のため、本プロジェクトで開発された介入モデルとその活動が、教員研修や教員の評価、学校モニタリング等の既存の制度の中に位置づけられるよう、プロジェクト期間を通じてC/Pと検討・協議すること。また、その中でMoEに対して提言すべき課題や、現場レベルで頻繁に見られる課題があれば、提言として取りまとめ、提言を現場レベルでの課題解決の方法として具体化する事項についてはマニュアル等の形で残すこと。

#### (8) 本格活動実施フェーズのプロジェクト活動内容

2020年11月署名の変更R/Dで合意した本格活動実施フェーズの主な活動は以下のとおり。なお、記載した対象校数及び時期は現時点の想定である。

《本格活動実施フェーズ》(2021年2月~2023年8月)

- 1) 対象校(500 校)、モデル教育行政区<sup>7</sup>(4区)、モデル校<sup>8</sup>(40 校)の選定 MoEは全24教育行政区より対象校500校を選定する。更に24区の中からモデル 区となる4区(ヨルダン川西岸3区、ガザ1区)を選び、各区の対象校のうち10 校ずつをモデル校とする。モデル教育行政区及びモデル校は、日本人専門家が 集中的に技術支援を行う対象となる。
- 2) 介入モデルの開発と 100 校の対象校における試行 (2021 年 7 月~2022 年 6 月)

-

<sup>6</sup> より適切な測定手法があれば、提案することも可能とする。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 教育行政区=Directorate。西岸地区の北・中・南部とガザ地区から1区ずつ。

<sup>8</sup> モデル教育行政区から10校ずつ。

詳細計画策定フェーズにおいて提案された介入策を踏まえ、介入策を統合・絞り込み・追加する。さらに、必要な実施促進策を特定し、試行用の介入モデルを開発する。

モデル教育行政区である4区から選ばれた40のモデル校と、その他の教育行政区から選ばれた60校、計100校の算数と理科の教員を対象に研修を実施する(2教科同時開催でそれぞれ3日程度、西岸地区北・中・南部とガザ地区の4箇所で実施を想定)。研修を受けた教員は各校で介入策を実践する。対象校担当の視学官は実施促進策として学校現場やLCを訪問し教員のフォローアップを行う。日本人専門家はモデル校でのフォローアップ活動に関して、視学官及び教員に対し技術支援・助言を行う。

この間、残り400校を担当する視学官やNIET (National Institute for Educational Training、教員研修の実施期間)職員等がモデル校での活動を見学し、自身の担当校での活動の参考とすることを想定する。

これらの活動を通じて介入モデルの精緻化を支援する。

- 3) 対象 500 校における介入モデルの実践(2022 年 7 月~2023 年 4 月) 上記活動を通じて開発した介入モデルを、同様に全対象校500校で実践し、介入モデルの効果と全国展開に向けた実施可能性を検証する。実施に先立ち、残りの400校の教員を対象とした研修を実施する。なおこの研修は各教育行政区で視学官が行うため、事前に視学官に対する技術支援(研修等)を実施する。対象校担当の視学官は学校現場やLCを訪問し教員のフォローアップを行う。なお、日本人専門家はモデル教育行政区でのフォローアップ活動に対し技術支援・助言を行うが、プロジェクト終了後の全国展開を見据え、パレスチナ側関係者の主体性を重んじた側面支援となるよう留意する。
- 4) 介入モデルの評価と最終化(2023年5月~2023年8月) 実施された介入モデルに関して、エンドライン調査等を通して評価を行う。普及に向け、改良を加えた介入モデルを最終化する。本プロジェクト終了後も効果的かつ円滑に介入モデルを普及させていくための活動の教訓などをまとめる。

#### (9) 本邦研修の実施

本プロジェクトでは本邦研修を1回実施することを想定しているが、新型コロナウイルスの流行状況によっては、遠隔(オンライン)での実施または中止となる可能性がある。実施可否やタイミングについては、流行状況やC/Pの方針等を考慮の上、プロジェクト実施中にJICAと協議して決定する。

(10)教員研修及びLC参加者の旅費・交通費支給について

変更R/Dに記載のとおり本フェーズでは、パレスチナ自治政府の財政悪化を受け、プロジェクトで実施する教員研修及びLCの参加者(500校の教員及び視学官)

の旅費・交通費をプロジェクト負担とすることとした<sup>9</sup>。プロジェクト終了後は MoEが自ら介入モデルの全国展開を行うため、予算計画を含む普及計画をJICAに 2021年末までに提出することを求めている。なお、提出された計画の内容により、プロジェクト期間同様の方法での全国普及が困難だと判断された場合は、プロジェクト期間中の活動内容を、プロジェクト終了後に確保可能な予算で実施可能な 内容に見直す可能性がある。

#### (11)教員研修の実施時期

MoEの規程により、教員研修は原則夏期(7~8月の約2か月間)及び冬期(1月初旬の約10日から2週間)の休暇期間のみ実施可能となっている。ただし変更R/Dに記載のとおり、新型コロナウイルスの流行により工程が遅れた場合にはこの限りではない旨、MoEと確認している。受注者は夏期・冬期休暇以外の時期に教員研修の必要性が生じた場合は、C/P(必要に応じJICA)と協議の上対応を決定する。

#### (12) 供与する教材・教具

本プロジェクト開始当初、MoEからはプロジェクト目標の達成に有効な教材・教具を特定し供与することが要請されており、具体的な内容は本格活動実施フェーズの開始時に決定することとなっていた。MoEとの協議の結果、教材として数字カード(6. (19)で詳述)を対象500校の生徒及び教員に配布することとした。

また、新型コロナウイルスの流行により遠隔教育のニーズが高まっていることも踏まえ、対象校にノートパソコンを供与することも合意された。ノートパソコンの調達・配布はJICAパレスチナ事務所が実施するが、受注者は介入モデル及び教員研修等のプロジェクト活動実施に当たり、ノートパソコンの積極的な活用を検討すること(ただし、必ずしも介入策自体の実施にノートパソコンの活用を求めるものではない。介入モデルの実施を促進するために教員や視学官がPCを活用するという補助的な位置付けでも構わない。また、本ノートパソコンが介入モデル実施の前提条件である。これがないと対象校以外での介入モデルの展開が出来ない)との誤解を受けないように留意すること。

#### (13) 詳細計画策定フェーズで提案された介入策の変更等

本業務では、詳細計画策定フェーズで提案された介入策を基に、介入策の修正や絞り込みを行い、さらに実施促進策と組み合わせて介入モデルを開発する。2021年から2022年にかけて行う100校を対象とした介入モデル実施の期間に、介入策及び実施促進策の効果を測り、500校への展開前に介入モデルが開発されるよう計画すること。なお、新型コロナウイルスの流行により今後も断続的に遠隔授業が行われる可能性を念頭に、介入策は可能な限り遠隔授業でも実践可能な内

17

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 同費用(旅費・交通費)及び支払い事務は本業務実施契約に含めることとするため、受注者はこれを前提に、必要に応じ現地要員等に係る費用を見積計上すること。

容を含め、教員研修等の機会にその方法や留意点を併せて伝えることが望ましい。

#### (14) プロジェクトの柔軟性の確保

キャパシティディベロップメントを重視する技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト の活動を柔軟に変更していくことが必要となる。特に新型コロナウイルスが流行している現状においては、流行状況やパレスチナ自治政府の方針に応じた柔軟な対応が必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現 状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行 うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置(先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等)を取ることとする。

#### (15) 新型コロナウイルスの流行に関する対応

ア 新型コロナウイルスの世界的な流行を受け、「JICA健康と命のための手洗い運動」10で奨励しているように、衛生に関する啓発活動等、感染拡大防止に寄与する活動を実施する11。

イ JICA事業関係者の渡航は制限された状況<sup>12</sup>が続いており、パレスチナにおいても分散登校やイベント実施人数の制限等の措置が取られている。教員研修が予定される2021年7月以降も流行が収束しない場合、数十名単位が集まる研修が実施できない事態も想定されるため、事前にそうした場合の対応策を準備しておく必要がある<sup>13</sup>。

#### (16) ジェンダーへの配慮

パレスチナの理数科教育の現場においては、教員によるジェンダーバイアス(女子に理数科は必要ない、理系の職種は男性向きといった固定観念)の存在が指摘されている。パレスチナでは一般的に男子より女子の方が成績が良いものの、職業選択や社会進出にあたってジェンダーバイアスが大きく影響していることが指摘されている(2015年度国別ジェンダー情報整備調査パレスチナ最終報告書(JICA、2016年))。本プロジェクト実施にあたっては、教員向け研修教材等に

10 詳細は配布資料オ「『健康と命のための手洗い運動』キャンペーンへのご協力のお願い」参照。参考URL:

https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/handwashing/index.html

<sup>11</sup> プロジェクト活動内で実施可能な啓発活動、または新型コロナウイルスの感染拡大防止に寄与する活動をプロポーザルで提案すること。

<sup>12</sup> プロポーザル作成に当たっては2021年4月の渡航再開を前提とするが、実際の再開時期は流動的である。

<sup>13</sup> 計画した人数での研修が実施できないと仮定した場合の研修実施方法をプロポーザルで提案すること(会場の確保やオンライン実施の場合の機材・ネット環境の確保方法等、可能な限り具体的に提案すること)。

おいて固定的性別役割の典型的なイメージを助長しないように留意する。

#### (17) ガザ地区入域に関する留意点

コンサルタントのガザ地区への入域にあたっては、西岸地区以上に事前の手続きや調整が必要になる。また、情勢次第では急遽計画どおりに入域出来なくなる可能性もある<sup>14</sup>。

# 6. 業務の内容

本業務では以下の業務(活動)を実施する(必ずしも時系列の記載にはなっていない) $^{15}$ 。

# (1) ワークプランの作成・協議(2021年2月中旬~3月上旬)

本プロジェクトにかかる各種報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、 プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、ワークプランのド ラフトを作成する。JICAの確認を得た後、MoEと協議・意見交換し、MoEと共同で ワークプランを完成させる。

#### (2) 対象校及びモデル教育行政区、モデル校の確認

MoEが設定する対象校、モデル教育行政区、モデル校の概要を確認し、業務工程等に支障がないか確認する。

#### (3)介入策の見直し

詳細計画策定フェーズで提案された介入策について、MoEと見直し(修正・統合・絞り込み)を検討する。前述のとおり、2021年から2022年にかけての100校での介入モデル実施の間に、介入策及び実施促進策の効果を測りながら修正を行い、500校で実施する介入モデルの決定を行うため、大幅な見直しは100校での実施開始前に行う<sup>16</sup>。

#### (4) 介入モデルの開発支援

介入策の実施を促進するための方策 (実施促進策)を検討し、C/Pと共に介入モデルを開発する<sup>17</sup>。

14 このため、ガザ地区での活動について、現時点で想定される内容や頻度等をプロポーザルに記載するとともに、情勢の悪化等によりガザ地区に入域できない場合の対応について記載すること。

15 より適切な活動内容及び工程がある場合にはプロポーザルに含めて提案すること。

16 現時点で想定される見直し内容をプロポーザルで提案すること。なお新たな介入策を提案する場合は、すでに効果や実施可能性が検証された介入策よりも提案内容の方が適切だと考える理由を十分に説明すること。プロポーザル審査にあたっては本項の提案を重視する。

17 想定される実施促進策として以下に例を2つ挙げるが、これに拘る、または限定するものではなく、より適切な実施促進策があればプロポーザルで提案すること。プロ

- (5) 100 校の教員向け研修プログラムの策定及び教材作成支援 開発した介入モデルを基に、100校の教員に対する研修プログラムの策定及び 教材の作成を支援する。
- (6) 100 校の教員向け研修の実施 100校の理数科教員全員(各校各教科2名、合計400名程度を想定)を対象に、 介入モデル実施のための研修<sup>18</sup>を行う。2021年7~8月の夏期休暇を利用する。
- (7) 100 校対象のベース・エンドライン調査の計画及びベースライン調査の実施 受注者はどの介入策及び実施促進策が有効かを確認するため、2021年から2022 年にかけて介入モデルを実施する100校を対象に、同期間のベース・エンドライン 調査を実施する。この結果を基に、2022年から2023年にかけて500校で実施する 介入モデルを決定する。

調査方針については、5. (6)を踏まえ、プロジェクト開始後にJICA及びMoEと協議の上決定し、評価計画書をJICAに提出する。これに基づきベースライン調査を実施し、結果をJICAに報告する。

#### (8) 100 校での介入モデルの実施支援

2021年9月から2022年4月までの授業期間中に、介入モデルの効果を確認し、500校で実施する介入モデルを決定するため、研修を受けた教員による100校での介入モデルの実施を支援する。なお受注者はモデル教育行政区(4区、モデル校40校)での実施支援を中心に行うこととし、他の教育行政区に対しては各区の要望に応じ、可能な範囲で支援を行う。全国にまたがる4区で実施促進策を支援することから、場合によっては業務従事者が同時に複数(2つ程度)のグループに分かれて活動する必要が生じることが想定される。その場合、各グループに算数・理科の専門性を持つ業務従事者が配置されることが望ましい。

ポーザル審査にあたっては本項の提案を特に重視する。

1) 視学官による学校訪問を通じた授業観察及び助言 視学官は自身の通常業務の一環として対象校を訪問し、介入策を活用した授業に助言 を行う。受注者は助言のための視点を事前に提示したり、視学官に同行するなどして 技術支援を行う。

2) ラーニングサークル (LC) を通じた教員間の学び合いの場の提供 学校単位のLCの時間を活用し、近隣の複数校の教員による意見交換の場を設定する。 教員は各校で単元テストを実施し、その結果を元に意見交換を行う。視学官または教 員の代表者がファシリテーターとなり、議論を促進する。受注者はファシリテーター への事前研修の実施支援、単元テストの作成支援等を行う。

<sup>18</sup> 研修日数は算数・理科の同時開催でそれぞれ3日程度、西岸地区3か所(北・中・南部)とガザ地区1か所の計4か所に分けて実施することが想定されるが、異なる実施形態が妥当と考える場合には提案すること。

実施支援を行う中で見つかった課題への対応策を検討・実施し、全国展開に向けて一般化できる課題と対応策は後述する全国普及のためのツールや提言に反映する。

#### (9) 100 校での介入モデルの効果の検証

対象校100校においてエンドライン調査を実施し、介入モデルの効果を検証する。

#### (10)介入モデルの決定

(9) までの活動の結果を基に、MoEと共に介入モデルを見直し、500校で実施する介入モデルを決定する。検討結果をベース・エンドライン調査の結果とまとめてJICAに報告する。

#### (11)400校の教員向け研修プログラムの策定及び教材作成支援

(10)で改善した介入モデルを基に、対象校500校のうちの残り400校の教員に対する研修プログラムの策定及び教材の作成を支援する。

#### (12)400校の教員向け研修の実施支援

2022年7~8月の夏期休暇期間に、400校の理数科教員全員(各校各教科2名、合計1600名程度を想定)を対象に、介入モデル実施のための研修(3日程度を想定)を行う。同研修は各行政地区で視学官が実施することを想定する。なお、西岸の視学官は詳細計画策定フェーズで提案された介入策に関する研修を受講済みだが、介入策の変更可能性があることや、同研修から時間が経過していることから、教員向け研修の実施に先立ってフォローアップ研修を実施することを想定する。

(13)500 校対象のベース・エンドライン調査の計画及びベースライン調査の実施 本プロジェクトの介入の効果を定量的・定性的に分析し、分かりやすく提示す るために、500校を対象としたベース・エンドライン調査を計画し、ベースライン 調査を実施する。

調査方針については、JICA及びMoEと協議の上決定し、評価計画書をJICAに提出する。これに基づきベースライン調査を実施した後、調査項目やデータ収集手法、ベースライン調査の結果、プロジェクトが予定する介入(仮説含む)とエンドライン調査で期待する変化、PDMの指標数値の提案と理由等を記載したベースライン報告書(評価計画書含む)を作成し、収集したデータと共にJICAに提出する。この結果をもってPDMの指標の数値をJICA・C/Pと検討する。

#### (14)500 校での介入モデルの実施支援

2022年9月から2023年4月までの授業期間中に、500校での介入モデルの実施を支援する。ただし、プロジェクト終了後の全国展開をパレスチナ側関係者が自ら行えるよう、実施可能性を確認・確保しながら側面支援を行う。なお、この場合も受注者はモデル教育行政区(4区、ただしモデル校以外の対象校を含む)での実施支援を中心に行うこととし、他の教育行政区に対しては各区の要望に応じ、可能な範囲で支援を行う。

## (15) 500 校での介入モデルの効果の検証

(13)で作成した評価計画書に基づきエンドライン調査を実施し、介入モデルの効果を検証する。調査及び検証の結果をエンドライン報告書として取りまとめ、収集したデータと共にJICAに提出する。

# (16)介入モデルの最終化

(14) までの活動の結果を基に、MoEと共に介入モデルの最終化を行う。

#### (17) 全国普及のためのツールの開発支援

教員向け研修プログラム及び教材、視学官向け研修実施マニュアル、教員の授業実践を支援するツール等をMoEと共に開発する。

#### (18) 全国普及に向けた提言の作成

活動を通じて得られた課題と対応策をまとめ、全国普及に向けたMoEへの提言を作成する。ここで言う提言は、MoEによる組織的な対応が求められる課題(制度、予算、人材育成、実施体制等)に関する対応策の提言であり、読み手としてはMoE本庁や地方教育局等の行政機関を想定する。

#### (19) 教員研修及び LC に係る旅費・交通費の支給

前述のとおり、プロジェクトで実施する教員研修及びLCの参加者(500校の教員)の旅費・交通費は日本側負担とし、支払い事務は本契約に含める。JICAの経理関連規程に基づき効率的な方法をとることとし、具体的にはJICAと協議の上決定する<sup>19</sup>。

#### (20)数字カードの作成・配布

前述のとおり、数字カードを対象500校の生徒及び教員に配布することとなった。数字カードは0~10までの数字(アラビア語表記)が一つずつ書かれたカード計10枚のセットであり、生徒用は個人またはペア活動に適切なサイズ、教員用は教室内の生徒に提示するのに適切なサイズとする。生徒用、教員用とも1人1セットずつ配布する<sup>20</sup>。

#### (21) 本邦研修の実施

本プロジェクトの関係者を対象とし、本契約の枠内で国別研修を1回実施する $^{21}$ 。

<sup>19</sup> なお旅費・交通費はMoEの規程に準拠するため、定額見積もりとし、15百万円を計上すること。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 数字カードの印刷・配布に必要な経費は定額見積とし、15百万円を計上すること。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 以下の目的に沿って、内容及び実施時期を検討の上プロポーザルで提案すること。 また、別見積として必要経費を計上すること。提案にあたっては以下のガイドライン を参照すること。

コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月版)

目的:介入策の日本の教育現場における実践の視察と、パレスチナにおける有効な活用に関する検討

実施規模:最大20名程度、2週間以内

#### (22) アセスメントに関する支援

本プロジェクトのプロジェクト目標はプロジェクトが作成する試験によって、上位目標(プロジェクト終了3年後)はMoEが実施する試験を通じて達成度を確認することとなっている。批判的思考力などPISA型学力をどのように測定するかは、本プロジェクトが取り組む学力改善の方向性を左右する重要事項である。よって、プロジェクト目標の達成確認のための試験問題作成時には、MoEの視学局だけでなくアセスメント局とも協働し、上位目標の達成度測定のための試験内容について必要な助言及び支援を行うこと。なお、アセスメントに関しては、世界銀行等の他ドナーによる支援も進行中であることから、適宜情報収集を行い、教育省とともに本プロジェクトの成果と上記支援が適切に連動するよう努めること。

#### (23)教科書の翻訳に関する支援

本格活動実施フェーズの開始にあたり、JICAパレスチナ事務所が現地業者に初等教育理数科教科書の翻訳(アラビア語→英語)を発注する予定である。受注者は、算数及び理科の専門的見地から翻訳結果のレビューを行うこと。対象は1~9年生の理科と数学(ただし5・8年生理科と8年生数学は翻訳済みのため除く)で、総ページ数は約3200ページ。

# (24) モニタリングシートの作成

プロジェクト実施期間中半年に1度、JICA指定のフォーマットに基づいてモニタリングシートをC/Pと協働で作成する。作成時期までの活動の進捗状況とそれに伴うプロジェクト目標及び成果の達成状況、プロジェクト実施にあたり工夫した結果、ポジティブな成果を得られた事項や残りの活動を実施する際に改善・留意すべき点を中心に取りまとめる<sup>22</sup>。

#### (25) 合同調整委員会(JCC)の開催支援

本プロジェクトでは合同調整委員会を設置する(構成員については変更R/DのAnnexを参照)。同委員会は年1回以上を目安に開催し、プロジェクトの年間計画の策定、進捗確認、重要事項の決定等を行う。受注者はJCC開催にあたり、主催者であるMoEを支援するとともに、JCCに参加して必要な報告等を行う。

#### (26) 広報

\_

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> なお、本シートの提出時期は基本計画策定調査で検討した業務の工程を踏まえて以下「7. (1)報告書等」に記載の時期を想定しているが、プロポーザルでより適切な業務の工程を提案する場合には、同シートの適切な提出時期も提案すること。

本協力の意義、活動内容とその成果をパレスチナ・日本双方において周知し理解を促進するため、本協力の意義、協力活動の進捗状況および成果などを、JICAウェブサイト等を通じて2か月に1回を目途に広報する。またJICAの依頼に応じ、写真の提供や広報記事の執筆等に協力する。

#### (27) 運営指導調査に対する協力

受注者は、技術移転の成果及び目標達成度、業務実績等の情報提供等を通じ、JICAが実施を予定する運営指導調査(年1回程度)に協力する。

#### (28) 事業完了報告書の作成

本契約の業務内容に基づき、本格活動実施フェーズの活動内容及びプロジェクト目標の達成度、今後の類似プロジェクトでの活用を想定した実施運営上の工夫や課題・教訓等を取りまとめて報告書を作成する。

# 7. 報告書等

# (1)報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

未伤の台段階にあいて作成・旋山りる報告書寺は以下のとあり。						
レポート名	提出時期	部数				
業務計画書	契約締結後10営業日以内	和文5部、電子データ				
(共通仕様書の規定に基づく)						
ワーク・プラン	2021年4月下旬	和文2部、英文4部、電				
		子データ (和英)				
ベース・エンドライン調査(100	2021年8月下旬	電子データ(和文)				
校対象)調査計画書	(ドラフトを1ヵ月前に提					
	出しJICAとの議論を踏まえ					
	て最終化すること)					
ベース・エンドライン調査(100	2022年6月下旬	電子データ(和英)				
校対象) 結果及モデルの見直し						
結果報告書						
ベースライン調査(500校対象	2022年11月上旬	電子データ(和英)				
)報告書(評価計画書を含む)	(調査計画書はドラフトを					
	ベースライン調査実施の1					
	ヵ月前に提出しJICAとの議					
	論を踏まえて最終化するこ					
	(ح)					
モニタリングシート	Ver. 2 2021年8月	和文1部、英文4部、電				
	Ver. 3 2022年2月	子データ (和英)				
	Ver. 4 2022年8月					
	Ver. 5 2023年2月					
	*Ver. 1は詳細計画策定フェ					
	ーズで作成済み					
1						

ベース・エンドライン調査報告	2023年6月下旬	和文2部、	英文4部、	電
書(ベースライン調査報告書・		子データ	(和英)	
評価計画書を含む)				
事業完了報告書	2023年8月10日	和文2部、	英文4部	
	(ドラフトを1か月前迄に	CD-R: 3	枚	
	提出しJICAからのコメント			
	を踏まえて最終化)			

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目(案)はJICAとコンサルタントで協議、確認する。

なお、英文はJICA本部、JICAパレスチナ事務所に1部ずつ、MoEに2部提出すること。

#### (2) 技術協力作成資料・収集資料等

業務を通じて作成された技術協力作成資料や収集資料は、業務完了時までに提出することとする。なお、同資料のリストを事業完了報告書に記載すること。

#### (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS (Work Breakdown Structure)
- エ 業務フローチャート

# 第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務の契約期間は2021年2月~2023年8月を想定する。 (なお、現地業務の開始は2021年4月を想定している。)

- 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)
- (1)業務量の目途

業務量は約59M/Mを目途とする。(現地51M/M、国内8M/Mを想定)

(2)業務従事者の構成(案)

本業務には、以下に示す分野を担当するコンサルタントの配置を想定するが、業務内容や従事者の経験を考慮の上、適切なコンサルタントの配置をプロポーザルにて提案することとする。

- ア 業務主任/教師教育1(2号)
- イ 教師教育2
- ウ 算数教育1(3号)
- エ 理科教育1(3号)
- 才 算数教育 2 / 学力診断
- 力 理科教育 2 / 学力診断
- 3. 対象国の便宜供与

配布資料イのR/D及びウの変更R/Dに記載のとおり。

- 4. 配布資料/貸与資料
  - (1)配布資料

以下の文書について電子データで配布する。

- ア 要請書
- イ 案件開始時の Record of Discussion (R/D) (2019年1月)
- ウ 変更 R/D (2020 年 11 月)
- エ 詳細計画策定フェーズ各種報告書(参考資料アの事業完了報告書を除く)
- オ 「健康と命のための手洗い運動」キャンペーンへのご協力のお願い
- (2)参考資料
  - ア パレスチナ教育の質改善プロジェクト(詳細計画策定フェーズ)事業完了報告書

https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042943.html

5. 安全管理及び渡航手続き

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。パレスチナへの業務渡航に際しては公用旅券の申請が必要なため、時間的余裕を持

って渡航を計画するとともに、申請に必要な手続きを行うこと。特にガザ地区入域に際しては、事前のJICA安全管理部承認及びJICAパレスチナ事務所による現地機関との調整が必要となるため、同事務所とも予め時期や目的に関し相談の上決定するとともに、安全対策について慎重に検討する。

現地作業期間中はJICAの安全管理基準及び行動規範に従って行動する。現地の治安状況については、JICAパレスチナ事務所、対パレスチナ日本政府代表事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。JICAパレスチナ事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の最新の治安状況を取得するとともに、移動手段等、安全対策に関する同事務所の指示に従って行動する。

ガザ入域時には防弾車の利用が必須である。借上げ費用は1日300ドル(運転手込み)を安全対策経費としてこの単価を定額として計上すること。なお借上げのための手続きはJICA事務所が支援する。衛星携帯電話は事務所からの貸し出しが可能なため、計上不要とする。また、ガザ地区内に宿泊する際は、JICA指定のホテルへの宿泊とする。

#### 6. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上